

# 消費税法等の改正

目 次	
一 事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用の見直し……………	587
二 罰則の見直し……………	593
三 その他の改正……………	593

## はじめに

平成22年度の税制改正については、支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に適応し、国民が信頼できる税制を構築する観点からの税制全般にわたる改革の一環として、個人所得課税、法人課税、国際課税、資産課税、消費課税、市民公益税制、納税環境整備、租税特別措置等について所要の措置を講ずることとされました。その内容を織り込んだ「所得税法等の一部を改正する法律」は、平成22年3月24日の参議院本会議において可決・成立し、同年3月31日に平成22年法律第6号として公布されています。この法律の中で、消費税については、課税の適正化の観点か

ら事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用の見直し等の改正を行うほか、罰則の見直しを行うこと等を内容とする消費税法の一部改正が行われています。消費税に関する改正は、主に平成22年4月1日から実施することとされています。

なお、これらの改正に係る省政令は次のとおりであり、いずれも平成22年3月31日に公布されています。

- ・ 消費税法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第54号）
- ・ 消費税法施行規則の一部を改正する省令（平成22年財務省令第16号）

以下においては、これらの改正に係るものを中心としてその内容を説明します。

## 一 事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用の見直し

### 1 改正の趣旨等

#### (1) 消費税の仕組み

消費税は、原則としてすべての財貨・サービスの国内における販売、提供などを課税対象とし、生産、流通、販売などの全段階において、他の事業者や消費者に財貨・サービスの販売、提供などを行う事業者（法人及び個人事業者）を納税義務者とし、その売上げに対して課税されます。

消費税においては、こうした仕組みを採る関係上、各取引段階において二重、三重に消費税が課されないよう、課税の累積を排除するために、事業者の納付税額の計算に当たっては、その前段階で課された消費税額を控除する「仕入

税額控除制度」が設けられています（消法30）。

#### (2) 仕入控除税額の計算の概要

各事業者が申告・納付する消費税額は、原則として、その課税期間中に発生した売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除（「仕入税額控除」）して計算することになります。また、仕入れに係る消費税額が売上げに係る消費税額を超える場合には、控除不足額の還付が行われます。

この仕入れに係る消費税額については、あくまで課税売上げに対応するもののみが仕入税額控除の対象です。すなわち、非課税売上げである取引を行う事業者であっても、その取引を行うために消費税が課税される財貨・サービスの

仕入れ等をする場合がありますが、仕入税額控除制度は上記のように課税の累積を排除する観点から設けられている制度ですので、非課税売上げに対応するものは仕入税額控除の対象とならないのが原則です。

しかしながら、例えば、預金利子などの非課税売上げは、その営む事業の内容如何にかかわらず、ほとんどの事業者にあると考えられますが、他方でこれに伴う課税仕入れはほとんどないのが通常です。こうしたことから、事業者の事務負担等に配慮し、事業全体の売上高に基づく課税売上割合（非課税売上げも含めた売上高全体に占める課税売上高の割合をいいます。以下同じ。）を基に仕入控除税額の計算をすることができるといふ簡便法が設けられています。

具体的には、専ら課税売上げを行う場合として、課税売上割合が95%以上である場合には、その課税期間中の仕入れに係る消費税額が課税売上げに対応するものか否かの厳密な区分を行うことを要せず、全額を仕入税額控除の対象とすることができることとされています（消法30①）。

また、課税売上割合が95%未満の場合の仕入控除税額の計算においても、次のように課税売上割合を用いて算出します（消法30②）。

① 個別対応方式

課税売上げ 課税売上げと非  
のみに要す 課税売上げに共  
る課税仕入 + 通に要する課税  
れ等の税額 仕入れ等の税額

× 課税売上割合

② 一括比例配分方式（①のような売上げとの対応関係の区分ができない場合等）

その課税期間中の課税仕入れ等  
に係る税額の合計額 × 課税売上割合

(3) 取得時の仕入控除税額の調整措置の概要

消費税制度においては、仕入れに係る消費税額は棚卸資産、固定資産にかかわらず仕入れ時の課税期間において即時に控除することとされています。しかしながら、課税売上割合を基に控除税額を計算した場合には、その後の事業形態

の変化等により当該課税売上割合が大きく変動する場合がありますから、固定資産のように長期にわたって使用するものに係る消費税額について、取得時の課税期間における課税売上割合のみで控除すべき税額を確定することは必ずしも適当でない場合が生じます。

こうしたことから調整対象固定資産という一定の資産に係る取得時の仕入控除税額については、その後の状況変化に対応して一定の調整を行う調整措置が設けられています。すなわち、

① 調整対象固定資産を取得した場合において、当該資産に係る仕入控除税額の計算につき課税売上割合を用いて算出した場合（当該割合が95%以上で全額控除した場合を含みます。）

② 当該調整対象固定資産を、その取得時の課税期間の開始の日から3年を経過する日の属する課税期間（以下「第3年度の課税期間」といいます。）の末日に保有している場合

③ 当該第3年度の課税期間までの3年間の課税期間の売上高を通算して計算した課税売上割合（以下「通算課税売上割合」といいます。）が取得時の課税期間の課税売上割合（以下「取得時課税売上割合」といいます。）に比して著しく変動した場合

④ ①から③の要件を満たす場合には、調整対象固定資産の取得に係る消費税額に通算課税売上割合と取得時課税売上割合をそれぞれ乗じる等して計算した金額の差額を調整すべき税額として、第3年度の課税期間の仕入控除税額から減算（取得時課税売上割合より著しく減少した場合）又は加算（取得時課税売上割合より著しく増加した場合）することにより調整することとなります（消法33）。

調整対象固定資産とは、棚卸資産以外の資産で、課税仕入れに係る支払対価の額の105分の100に相当する金額又は保税地域から引き取られる当該資産の課税標準である金額、すなわち税抜き価格が一の取引の単位（通常一組又は一式をもって取引の単位とされるものあっては、一組又は一式とします。）につき100万円以上の

ものをいいます（消法2①十六、消令5）。

また、著しく変動した場合は、通算課税売上割合が取得時課税売上割合に比べ50%以上変動した場合で、かつ、その変動の幅が5%以上である場合をいいます（消令53）。

なお、調整措置は、あくまで調整対象固定資産に係る消費税額につき、その取得時の課税期間の仕入控除税額の計算につき、課税売上割合を用いて算出した場合が対象となるものですから、取得時に簡易課税制度を適用している場合には過大控除等の問題が生じないこと等から対象にはなりません。

#### (4) 第3年度の課税期間における調整措置を免れる場合

前述したように、非課税取引用の事業用建物の取得等に係る消費税は非課税売上げに対応するものであるため、本来、仕入税額控除の対象となりません。ただし、例えば、新たに事業を開始した課税期間のように本業の非課税売上げがほとんどない状況の中で、何らかの課税売上げが別途ある場合には、その課税期間の課税売上割合が高くなりますから、非課税取引用の事業用建物等であってもその課税期間に取得すれば、当該取得に係る消費税の仕入税額控除が可能となる場合が生じます。こうしたことは、特に意図せざる場合にも結果的に生じ得ますが、前述の調整措置が有効に機能すれば、第3年度の課税期間において取得時の過大控除分は取り戻されますので、仕入控除税額の適正化が図られることとなります。

しかしながら、当該第3年度の課税期間が事業者免税点制度や簡易課税制度の適用を受ける場合には、調整措置の適用がないことから、これらの制度の適用を受ける課税期間を恣意的に操作すること等により第3年度の課税期間におけるその調整を免れる事例が生じてきています。こうしたことは、過去の政府税制調査会においても具体的な悪用事例をあげて問題点の指摘がなされてきたところですが、昨年、会計検査院

においてその典型的なケースである賃貸マンション等の取得に係る消費税についての悪用事例の実態調査が行われ、その結果を踏まえ、平成20年度決算検査報告において調整措置を免れる事例についての改善を求める意見表示がなされたところです。こうしたことを背景として、平成22年度改正においては、課税の適正化の観点から調整対象固定資産を取得等した場合の中小特例措置の適用について、調整措置の適用対象となるよう所要の見直しをすることとされました。以下、その内容を具体的に説明します。

## 2 課税事業者選択制度の適用の見直し

### (1) 改正前の制度の概要

事業者のその課税期間の基準期間（法人については前々事業年度、個人事業者は前々年。以下同じ。）における課税売上高が1,000万円以下である場合には、そうした中小事業者の事務負担に配慮し、当該課税期間中に行った課税資産の譲渡等につき消費税の納税義務を免除する事業者免税点制度があります（消法9①）。

この制度の適用を受ける事業者（以下「免税事業者」といいます。）であっても、輸出取引等を主として行っている場合などのように、仕入れに係る税額が売上げに係る税額を上回るため、申告をすると還付が受けられるような場合があります。他方、免税事業者のままではこうした仕入れに係る税額の控除等の各種税額控除は適用されず、還付申告ができませんので、課税事業者となる必要があります。このような場合を念頭に、事業者免税点制度を不適用とし、課税事業者を選択することができるという課税事業者選択制度が設けられています（消法9④）。

この課税事業者選択制度の適用を受けようとする者は、課税事業者選択届出書を所轄税務署長に提出する必要があります。当該届出書を提出した場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める課税期間以後の各課税期間について、課税事業者となります（消法9④、消令20）。

① 当該届出書の提出日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他一定の課税期間である場合……当該課税期間

② ①以外の場合……その提出日の属する課税期間の翌課税期間

この課税事業者選択制度の適用を受けた事業者が、その適用を受けることをやめようとする場合（免税事業者に移行しようとする場合）には、課税事業者選択不適用届出書を所轄税務署長に提出する必要があります（消法9⑤）。当該届出書を提出した場合には、その提出した日の属する課税期間の翌課税期間から、再び事業者免税点制度の適用を受けることができますようになります。

ただし、課税事業者選択不適用届出書は選択により課税事業者となった課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ提出できないことから、課税事業者の選択は2年間その適用が強制されることとなります（以下「課税選択の強制適用期間」といいます。）（消法9⑥）。

## (2) 改正の内容

現行制度においては、課税選択の強制適用期間が2年間であるため、その期間に調整対象固定資産を取得し、設備投資等による還付申告を行った場合において、その後課税売上割合が著しく変動したとしても、第3年度の課税期間において免税事業者となることが可能となっているため、調整措置の対象とならないという問題があります。こうしたことなどを踏まえ、消費税の課税の適正化の観点から、課税選択の強制適用期間中に調整対象固定資産を取得した場合には、調整措置の対象となるような改正が行われました。

課税事業者を選択した事業者は、次のイからハに該当する場合には、ロの調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、課税事業者選択不適用届出書を提出

できません（消法9⑦）。

イ 課税事業者となった課税期間（上記(1)①又は②）の初日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間（すなわち、課税選択の強制適用期間であり基本的に2年間）中に、

ロ 調整対象固定資産の課税仕入れ又は調整対象固定資産に該当する課税貨物の輸入（以下「調整対象固定資産の仕入れ等」といいます。）を行った場合

ハ その調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間につき簡易課税制度の適用を受けない場合（一般課税で申告することとなっている場合）

これにより、調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合には、基本的に3年間は引き続き課税事業者となります。

(注) 課税選択2期目に上記イからハに該当することとなった場合には、当該2期目を含むその後3年間は課税事業者を継続することになります。

上記の「調整対象固定資産の仕入れ等の日」とは、次のとおりです（消法30①）。

① 課税仕入れを行った場合……課税仕入れを行った日

② 課税貨物の輸入を一般申告とする場合……一般申告に係る貨物を引き取った日

③ 課税貨物の輸入を特例申告とする場合……特例申告書を提出した日又は当該申告に係る決定の通知を受けた日

(注1) 一般申告に係る貨物の場合には引取りの都度、申告・納税しますが、特例申告では、あらかじめ税関長の承認を受けた者（特例輸入者）等については、一月分の特例申告貨物に係る申告を翌月末日までにまとめて申告することができます（関税法7の2②、消法47③）。

(注2) 特例申告の場合には、特例申告書を提出した日等の属する課税期間において仕入税額控除を行うため、保税地域から物理的に引き取った日の属する課税期間と

異なる場合があるため、政令において所要の措置が設けられています。後述する新設法人に対する特例においても同様です（消法9⑨、消令20の3、25②）。

なお、課税選択1期目（選択により課税事業者となった課税期間）に調整対象固定資産の仕入れ等を行わなかった場合には、課税選択2期目（課税選択1期目の初日から2年を経過する日の属する課税期間）の初日以後は課税選択不適用届出書を提出できる状態になります。このため、当該課税選択2期目には調整対象固定資産の仕入れ等を行う前に当該届出書が既に提出されている場合がありますが、これを有効とすると調整措置の対象から免れてしまうという問題が生じるため、その届出はなかったものとみなされます（消法9⑦後段）。

### (3) 適用関係

上記の改正は、平成22年4月1日以後に課税事業者選択届出書を提出した者で、かつ、同日以後開始する課税期間から適用されます（改正法附則35）。

## 3 資本金1,000万円以上の新設法人に対する事業者免税点制度の特例の適用の見直し

### (1) 改正前の制度の概要

法人の設立当初の2年間は基準期間がないため、本来は、自動的に免税事業者となります。

ただし、その事業年度の基準期間がない法人（社会福祉法人を除きます。）のうち、当該事業年度開始の日における資本又は出資の金額が1,000万円以上である法人（以下「新設法人」といいます。）については、設立当初の2年間は事業者免税点制度を適用しないこととされています（旧消法12の2）。

なお、基準期間が生じた3期目以降の課税期間については、原則通り、基準期間における課税売上高が1,000万円以下かどうかにより事業者免税点制度の適用の有無を判定することにな

ります。

### (2) 改正の内容

新設法人に対するこの事業者免税点制度の特例についても、その適用期間が2年間であるため、課税事業者選択制度と同様に第3年度の課税期間において免税事業者となることが可能となっており、調整措置の対象とならないという問題があります。こうしたことなどを踏まえ、消費税の課税の適正化の観点から、新設法人に対するこの特例期間中に調整対象固定資産を取得した場合には、調整措置の対象となるような改正が行われました。

新設法人は、次のイからハに該当する場合には、ロの調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間から3期目の課税期間（当該仕入れ等の日の属する課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間）までの各課税期間については、引き続き事業者免税点制度を適用しないこととされました（消法12の2②）。

イ その基準期間がない事業年度（前々事業年度のない設立当初の事業年度（基本的に2年間）をいいます。）中に、

ロ 調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合  
ハ その調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間につき簡易課税制度の適用を受けない場合（一般課税で申告することとなっている場合）

これにより、調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合には、基本的に3年間は引き続き課税事業者となります。

なお、上記の「調整対象固定資産の仕入れ等の日」とは、上記2(2)と同様です。

(注) 設立2期目に上記イからハに該当することとなった場合には、当該2期目を含むその後3年間は課税事業者を継続することになります。

### (3) 適用関係

上記の改正は、平成22年4月1日以後に設立

された新設法人について適用されます（改正法附則35）。

## 4 簡易課税制度の適用の見直し

### (1) 改正前の制度の概要

事業者のその課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下である場合には、そうした中小事業者の事務負担への配慮から、選択により、売上げに係る消費税額を基礎として、仕入れに係る消費税額を簡易な方法により計算できる簡易課税制度が設けられています。

(注) 簡易課税制度においては、売上げに係る消費税額に次のみなし仕入率を乗じた金額を仕入れに係る消費税額とみなして仕入税額控除することができることとされています。

第一種事業（卸売業）：90%、第二種事業（小売業）：80%、第三種事業（製造業等）：70%、第四種事業（その他）：60%、第五種事業（サービス業等）：50%

この簡易課税制度の適用を受けようとする者は、簡易課税制度選択届出書を所轄税務署長に提出する必要があります。当該届出書を提出した場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める課税期間以後の各課税期間について、簡易課税制度の適用を受けることができます（消法37①、旧消令56）。

- ① 当該届出書の提出日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他一定の課税期間である場合……当該課税期間
- ② ①以外の場合……その提出日の属する課税期間の翌課税期間

### (2) 改正の内容

前述までの事業者免税点制度の適用の見直しによる今般の措置によっても第3年度の課税期間において簡易課税制度の適用が可能である場合には、やはり調整措置の対象とならないという問題があります。こうしたことなどを踏まえ、消費税の課税の適正化の観点から、課税事業者選択制度及び資本金1,000万円以上の新設法人

に対する上記2又は3の特例の対象となる場合には、当該特例により事業者免税点制度の適用を受けられない期間（基本的に3年間）については、簡易課税制度の適用も受けられないこととされました。

具体的には、簡易課税制度の適用を受けようとする事業者が、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から3期目の日（当該初日から3年を経過する日の属する課税期間の初日）の前日までの期間について簡易課税制度選択届出書の提出が制限されることとなります（消法37②）。

- ① 課税事業者を選択した者が、調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合等上記2(2)のイからハに該当した場合
- ② 資本金1,000万円以上の新設法人が、調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合等上記3(2)のイからハに該当した場合

これにより、上記の2及び3の事業者免税点制度の適用の見直しと合わせ、調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合には、基本的に3年間は引き続き課税事業者であり、かつ、一般課税により仕入控除税額の計算をすることとなり、取得時の課税期間において過大控除等が生じた場合においても、調整措置の対象となります。

なお、事業を開始した日の属する課税期間において、事業者が当該課税期間から簡易課税制度の適用を受けるために簡易課税制度選択届出書を提出する場合には、仮に調整対象固定資産の仕入れ等を行った後であってもそれを制限する必要がなく、当該課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます（消法37②ただし書、消令56②）。

他方、上記①又は②の場合に該当することとなった場合において、その該当する前に翌課税期間から適用を受けるための簡易課税制度選択届出書が既に提出されている場合にこれを有効とすると、調整対象固定資産の仕入れ等に係る消費税について調整措置の対象から免れてしま

うという問題が生じるため、当該届出書の提出はなかったものとみなされます（消法37③）。

## 二 罰則の見直し

課税の適正化を図り、税制への信頼を確保する観点から、国税に関する罰則について見直しを行うこととされ、消費税についても次の改正が行われました。

なお、改正の背景等については、後掲「**租税罰則・国税通則・国税徴収関係の改正**」（621ページ）の解説を参照して下さい。

### (1) 脱税犯に係る法定刑の引上げ

脱税犯に係る懲役刑の上限を10年（現行5年）に、罰金刑の上限（定額部分）を1,000万円（現行500万円）にそれぞれ引き上げることとされました（消法64）。

### (2) 秩序犯に係る法定刑の引上げ等

① 申告書不提出等の秩序犯に係る罰金刑の上限を50万円（現行20万円）に引き上げること

とされました（消法65、66）。

② 検査忌避等の秩序犯について、1年以下の懲役刑を設けるとともに、罰金刑の上限を50万円（現行20万円又は10万円）に引き上げることとされました（消法65）。

### (3) 税務職員の守秘義務違反に対する罰則の見直し

国税通則法に国税の調査等に関する事務に従事している者又は従事していた者の守秘義務違反に対する統一的な罰則規定を設けることに伴う所要の整備が行われました（旧消法69）。

### (4) 適用関係

上記の改正は、平成22年6月1日以後の違反行為について適用することとされています（改正法附則1、第146条関係）。

## 三 その他の改正

### 1 資金決済に関する法律の制定に伴う所要の整備

#### (1) 制度の概要

消費税は、国内における消費一般に対して広く公平に負担を求める税であり、原則としてすべての財貨・サービスの国内における販売、提供などをその課税対象としています。物品切手等については、消費に負担を求める税の性格上、課税することになじまないものとして非課税とされています（消法6①、消法別表第1四八、消令11）。

物品切手等とは、物品の給付請求権を表彰する証書及び役務の提供又は物品の貸付けに係る請求権を表彰する証書をいいます。

#### (2) 改正の内容

##### ① 資金決済に関する法律の制定について

資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するとともに、当該サービスの提供の促進を図るため、前払式支払手段の発行、銀行等以外の者が行う為替取引及び銀行等の間で生じた為替取引に係る債権債務の清算について、登録その他の必要な措置を講ずることとした資金決済に関する法律（平成21年法律第59号。以下「資金決済法」といいます。）が制定され、平成22年4月1日から施行されています。

##### ② 資金決済法の制定に伴う消費税法施行令の改正

今般制定された資金決済法においては、従来から規制の対象とされていた紙型・IC型

の前払式支払手段に加え、いわゆるサーバ型前払式支払手段を同法の適用対象とすることとされました。サーバ型前払式支払手段とは、金銭と引換えに発行されるもので、カード等に金額情報が直接に記録されているいわゆるプリペイドカードと異なり、ID番号等を手掛かりに、パソコン等を利用して金額情報を管理するセンターサーバにアクセスして物品等の代金決済等を行うものをいいます。

資金決済法の制定に伴い、当該サーバ型前払式支払手段が物品切手に類するものの範囲に含まれることを明らかにする規定の整備が行われました（消令11）。

この改正は、平成22年4月1日から適用されています（改正消令附則1）。

## 2 特定輸出貨物に係る免税

### (1) 改正前の制度の概要

一般の貨物を輸出しようとする者は、数量及び価格その他必要な事項を記載した輸出申告書を税関長に提出し、輸出の許可を受ける必要がありますが（関税法67）、当該輸出申告は、その申告に係る貨物を保税地域に搬入した上で行うことが原則とされます（関税法67の2）。また、当該輸出の許可を受けて外国貨物となった後に他の保税地域に運送する場合には、税関長から保税運送の承認を受ける必要があります。消費税においては、こうした手続を前提として、当該運送に係る役務提供についても輸出類似取引として免税としています。

他方、法令を遵守する体制を整えている輸出者として、あらかじめ税関長の承認を受けた者（特定輸出者）は、輸出貨物を保税地域に搬入することなく、すなわち保税地域以外の倉庫等に蔵置したまま輸出申告（特定輸出申告）を行い、輸出の許可を受けることができます（関税法67の3①一）。この制度による輸出の許可を受けて外国貨物となった貨物（特定輸出貨物）については、そもそも保税地域以外の場所に蔵置することを認める制度の趣旨から、輸出の許

可を受けた後に保税地域に運送する場合はもとより保税地域以外の場所に運送する場合においても税関長から承認を受けることなく自由に運送することが認められています。

このため、特定輸出貨物に対する役務提供については外国貨物となった後においても輸出類似取引として免税となる対象は、保税地域及び輸出のための船舶又は航空機への積込みの場所で行われるものに限られ、保税地域相互間の運送については免税の対象とされません（旧消令17②四）。

ただし、特定輸出貨物に対する運送に消費税が課されても、当該消費税は輸出売上げに対応する仕入れに係るものであるため、輸出者において仕入税額控除することができます。

（注）保税地域とは、関税法第29条（保税地域の種類）に規定する指定保税地域、保税蔵置場、保税展示場及び総合保税地域をいいます。

### (2) 改正の内容

特定輸出申告制度は平成18年から実施されているものですが、その後の実態をみますと一般輸出貨物と同様に保税地域に搬入した後に輸出許可を受け、他の保税地域を経由して輸出する場合等のように保税地域相互間の運送が行われる場合も相当程度あり、こうした場合の運送が一般輸出貨物については前述のように免税であることから、同じ外国貨物との間のバランスの問題等が生じていました。

他方、特定輸出貨物については、免税制度の適正な執行上の懸念もありましたから、特定輸出申告書の記載事項の整備、運送指図書や運送に係る請求書への区分記載など実務的な仕組みを整備することにより適正な執行を担保することとした上で、特定輸出貨物の保税地域相互間の運送についても消費税が免税となるよう輸出類似取引の範囲に加えることとされました（消令17②四）。

(3) 適用関係

この改正は、平成22年4月1日以後に行われる特定輸出貨物に係る運送について適用し、施行日前に行われた特定輸出貨物に係る運送については、なお従前の例によることとされています（改正消令附則2）。

**3 身体障害者用物品の指定**

消費税においては、身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する一定の身体障害者用物品の譲渡、貸付け等が非課税とされています（消法別表第一第十号）。

非課税となる身体障害者用物品とは、具体的に

は義肢、盲人安全つえ、義眼、点字器、人工喉頭、車いすその他の物品で身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品として厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものをいい、48品目が厚生労働省の告示により指定されています（消令14の4、平成3年厚生省告示第130号）。

今回の改正では、既に非課税物品に指定されている物品で同告示の別表に個別製品名が掲げられているものについて、バージョンアップ等に伴う所要の改正が行われています。この改正は、平成22年4月1日から適用されています（平成22年厚生労働省告示第116号）。